魚津市ごみ集積場及び資源物集積場設置補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地域の環境美化とリサイクル推進を図るため、魚津市補助金等交付規則（平成２年魚津市規則第６号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市ごみ集積場及び資源物集積場設置補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　ごみ集積場　一般家庭から排出されるごみを定期収集日に集積するために、一定の地域等ごとに設置する施設をいう。

（２）　資源物集積場　一般家庭から排出される資源物を定期回収日に集積するために、一定の地域ごとに設置する施設をいう。

（補助金の交付対象）

第３条　市長は、自治会、町内会及びその他これらに準ずる団体によるごみ集積場又は資源物集積場（以下「集積場」という。）の新設に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、共同住宅の管理者等が設置する集積場及び開発行為時に開発行為者等が設置する集積場を除く。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、集積場の設置に要した経費の３分の１とする。ただし、集積場１か所について50,000円を限度とし、1,000円未満の金額については交付しない。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市ごみ集積場及び資源物集積場設置補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書及び収支予算書（様式第２号）

（２）　見積書

（３）　設置場所の位置図

２　申請者は、集積場の設置場所に道路敷地その他の公共用地が含まれるときは、前項各号の書類に加えて道路占用許可書その他の当該公共用地の使用等を承認する書類を添付しなければならない。

（交付条件）

第６条　補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　補助金を申請目的以外に使用してはならない。

（２）　申請の内容又は経費について重要な変更をしようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

（３）　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

（４）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第７条　補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した魚津市ごみ集積場及び資源物集積場設置補助金実績報告書（様式第３号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）　事業実績書及び収支精算書（様式第４号）

（２）　請求書又は領収書の写し

（３）　完成写真

（補助金の交付決定の取り消し）

第８条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を申請目的以外に使用したとき。

（３）　この要綱の規定に違反したとき。

附　則（平成８年魚津市告示第30号）

１　この告示は、平成８年４月１日から施行する。

２　魚津市ごみ集積場設置補助金交付要綱（平成６年魚津市告示第30号）は、廃止する。

附　則（平成14年魚津市告示第52号）

この告示は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年魚津市告示第70号）

この告示は、平成15年６月１日から施行する。

附　則（平成31年３月１日魚津市告示第16号）

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年５月28日魚津市告示第165号）

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

３　この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

魚津市長　　　　　　あて

住　　所

団 体 名

代表者名

　　　　年度魚津市ごみ集積場及び資源物集積場設置補助金交付申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度において、 | ごみ集積場  資源物集積場 | を設置したいので、金　　　　円 |

を交付されるよう魚津市補助金等交付規則第３条の規定により次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

１　事業計画書及び収支予算書（様式第２号）

２　見積書

３　設置場所の位置図

注　設置場所に公共用地が含まれるときは、占用許可書等の写しを添付すること。

様式第２号（第５条関係）

１　事業計画書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 集積場の名称 | 設置費  (消費税を除く) | 工事着工予定  年月日 | 工事完成予定  年月日 | 備考 |
|  | 円 | 年　月　日 | 年　月　日 |  |
| 計 | 円 |  |  |  |

２　収支予算書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　経　費 | 補助金申請額 | 町内会負担額 | 備考 |
| 設　置　費  円  　消　費　税  円 | 円 | 円 |  |
| 計  円 | 円 | 円 |  |

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

魚津市長　　　　　　あて

住　　所

団 体 名

代表者名

　　　　年度魚津市ごみ集積場及び資源物集積場設置補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け魚津市指令　　第　　　号で交付の決定の通知があった　　　　年度ごみ集積場及び資源物集積場設置補助金について、魚津市補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

１　事業実績書及び収支精算書（様式第４号）

２　請求書又は領収書の写し

３　完成写真

様式第４号（第７条関係）

１　事業実績書

⑴　事業内容（どちらかに○）

|  |  |
| --- | --- |
| ごみ集積場  資源物集積場 | 設置 |

⑵　完成写真

別添のとおり

⑶　工事着工年月日

　　　　年　　月　　日

工事完成年月日

　　　　年　　月　　日

２　収支精算書

⑴　収入の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　　目 | | 精　算　額 | 備　考 |
| ごみ集積場  資源物集積場 | 設置補助金 | 円  円 |  |
| 町内会負担金 |  |
| 合　　　計 | | 円 |  |

⑵　支出の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　　目 | | 精　算　額 | 備　考 |
| ごみ集積場  資源物集積場 | 設置費 | 円  円 |  |
|  | 消費税 |
| 合　　　計 | | 円 |  |